

平成24年4月22日執行

碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙資料

選挙公営の手引

(自動車、ポスター及びビラ)

碧南市選挙管理委員会

はじめに

碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙について候補者は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費が一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この小冊子は、平成24年4月22日執行の碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙において公営の適用を受けようとする場合、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法　　：公職選挙法

令　　：公職選挙法施行令

市長　：碧南市長

市選管：碧南市選挙管理委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 選挙公営の要点 | 1 |
| 2 | 選挙運動用自動車の使用の公営 | 3 |
| 3 | 選挙運動用ポスターの作成の公営 | 8 |
| 4 | 選挙運動用ビラの作成の公営（市長選挙のみ） | 11 |
| 5 | 各種様式（記載例） | 13 |
| | (1) 選挙運動用自動車関係 | 14 |
| | (2) 選挙運動用ポスター関係 | 28 |
| | (3) 選挙運動用ビラ関係 | 35 |
| | (4) 債権者登録申請書 | 42 |

1 選挙公営の要点

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、市選管に届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

(2) 公営の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

例えば、選挙運動用ポスターで、ポスター掲示場に掲示するための予備として133枚（公費負担限度枚数）より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスターなど）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公営が適用される場合は、市長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、手続は概ね次の日程で行い、**届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用してください。**

| 種 別 | 提出 期 日 等 | 提出 先 |
|---------------|-------------------|---------|
| 1 各種契約届出書 | 立候補の届出前の契約 | 候補者→市選管 |
| | 立候補の届出後の契約 | |
| 2 各種確認申請書 | 契約の届出と同時に | 候補者→市選管 |
| 3 各種確認書 | 市選管から交付後直ちに | 候補者→業者等 |
| 4 各種使用(作成)証明書 | 使用証明書(自動車・燃料・運転手) | 候補者→業者等 |
| | 作成証明書(ポスター・ビラ) | |
| 5 請求書 | 選挙期日後5日以内に | 業者等→市長 |

注 ビラについては、市長選挙のみ対象。5請求書の受付は市選管で行います。

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

[市長選挙]

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

[市議会議員選挙]

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（22人）}} \times \frac{1}{10}$$

*有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

これを前回の碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙（平成20年4月20日執行）についてみると次のようになります。

| 区 分 | 定 数 | 有効投票の総数 | 供託物没収点 |
|------|-----|---------|---------|
| 市長選挙 | 1 | 36,218 | 3,621.8 |
| 市議選挙 | 22 | 36,604 | 166.381 |

注 供託物没収点は、定数、有権者数、投票者数等により変わりますので、上記供託物没収点はあくまで参考としてください。

(5) 選挙運動用ビラの頒布は、市長選挙に限られること

選挙運動用ビラを頒布することができるのは、市長選挙の場合に限られます（法142①）。このため、選挙運動用ビラの作成の公営は市長選挙に限られ、市議会議員選挙は対象となりません。

2 選挙運動用自動車の使用の公営

契約の形態には、(1) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と(2) レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公営の対象となります。また、いずれの契約についても公営の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみですから、無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません。（法197②）

(1) ハイヤー方式

ア どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ どのようなものが公営となるか。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内が公費負担となります。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときには、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

ウ どのような手続をしなければならないか。

(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**自動車使用契約届出書(P18)**に**契約書の写し(P14)**と各契約相手方の**債権者登録申請書(P42, 43)**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**自動車使用証明書(自動車)(P21)**を運送事業者に提出しなければなりません。

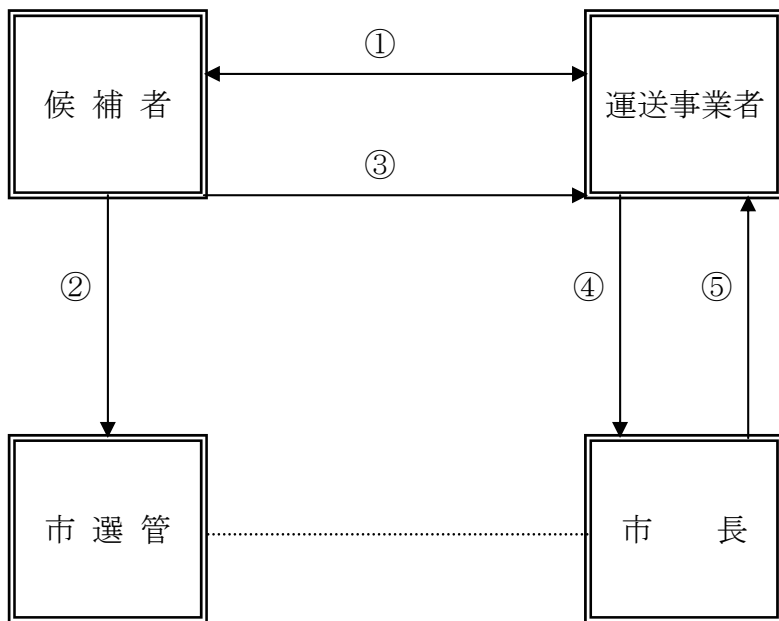
(ウ) 運送事業者は、選挙の期日後5日以内に市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、**自動車使用請求書(P24)**に**請求内訳書(P25)**と**自動車使用証明書(自動車)**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者の

ものについては、市長に請求することはできません。

(エ) 市長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（ハイヤー方式）



| 順序 | 事 項 | 提 出 先 等 | 必 要 書 類 等 |
|----|--------------|-----------|---------------------------|
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から市選管へ | 契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書 |
| ③ | 使用証明書の提出 | 候補者から業者へ | 使用証明書 |
| ④ | 公営とされる経費の請求 | 業者から市長へ | 請求書、請求内訳書、使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い | 市長から業者へ | |

注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

(2) レンタル方式

ア どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。

イ どのようなものが公営となるか。

前記(1)イでいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費

負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

(7) 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、1日1台15,300円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、1日に2台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、いずれか1台を指定しなければなりません。

(イ) 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,350円を乗じて得た額（告示日に届けた場合、7日×7,350円＝51,450円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

(ウ) 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

ウ どのような手続をしなければならないか。

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**自動車使用契約届出書(P18)**に**契約書の写し(P15～17)**と各契約相手方の**債権者登録申請書(P42,43)**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**自動車燃料代確認申請書(P19)**を市選管に提出しなければなりません。市選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの**自動車燃料代確認書(P20)**を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から**日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し保管してください。**

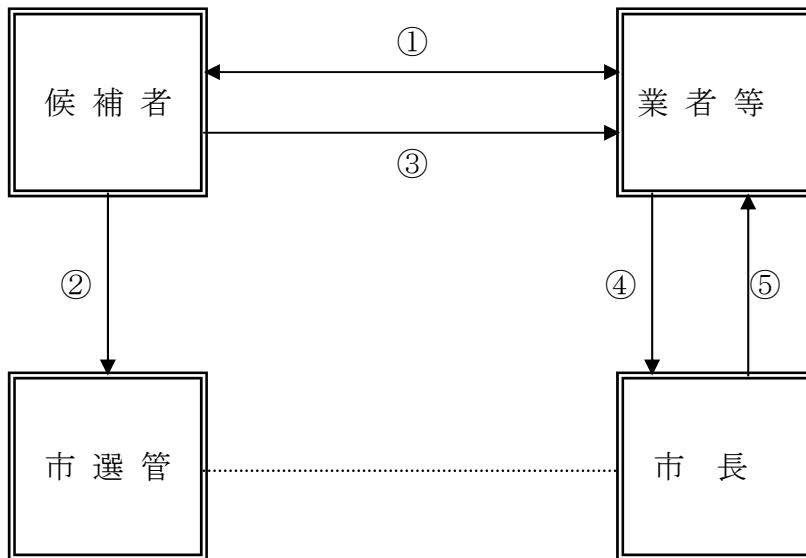
(ウ) 候補者は、市選管から**自動車燃料代確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

- (エ) 候補者は、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、**自動車使用証明書(P21～23)**を自動車にあつては運送事業者等ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに作成し各業者に提出しなければなりません。
- (オ) 各契約事業者等は、選挙の期日後5日以内に市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、**自動車使用請求書(P24)**に**請求内訳書(P26, 27)**と**自動車使用証明書**(燃料代の請求には**自動車燃料代確認書**及び**給油伝票の写し**が必要。)を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。
- (カ) 市長は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その1）

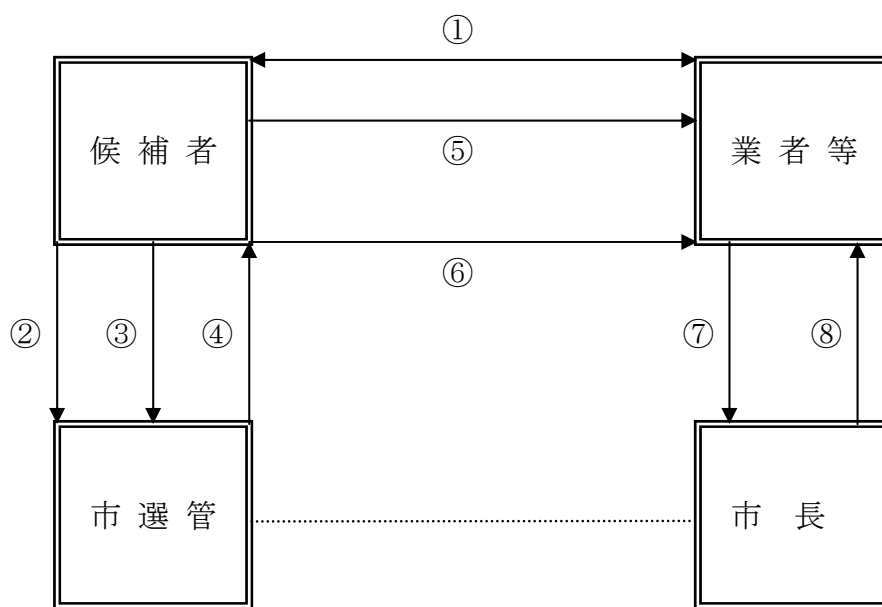
（自動車借入代及び運転手の報酬）



| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類 |
|----|--------------|-----------|-----------------------|
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者等 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から市選管へ | 契約届出書、契約書の写し、債権者登録申請書 |
| ③ | 使用証明書の提出 | 候補者から業者等へ | 使用証明書 |
| ④ | 公営とされる経費の請求 | 業者等から市長へ | 請求書、請求内訳書、使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い | 市長から業者へ | |

- 注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。
 2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その2）
（ 燃 料 代 ）



| 順序 | 事 項 | 提 出 先 等 | 必 要 書 類 |
|----|--------------|-----------|---------------------------------|
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から市選管へ | 契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書 |
| ③ | 燃料代の確認申請 | 候補者から市選管へ | 確認申請書 |
| ④ | 確認書の交付 | 市選管から候補者へ | |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | 確認書 |
| ⑥ | 使用証明書の提出 | | 使用証明書、給油伝票の写し |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から市長へ | 請求書、請求内訳書、使用証明書、 確認書、給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払い | 市長から業者へ | |

- 注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。
 2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

3 選挙運動用ポスターの作成の公営

(1) どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公営となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

510円48銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようになります。

$$\frac{510 \text{ 円 } 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{作成単価の限度} = 2,781 \text{ 円}$$

※ 作成単価の限度に1円未満の端数があるときは切上げ

イ 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数 133枚

上記ア、イにより、公費負担の限度額は、2,781円×133枚＝369,873円となります。

(3) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）**ポスター作成契約届出書(P29)**に**契約書の写し(P28)**と各契約相手方の**債権者登録申請書(P42, 43)**を添えて市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**ポスター作成枚数確認申請書(P30)**を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの**ポスター作成枚数確認書(P31)**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**ポスター作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

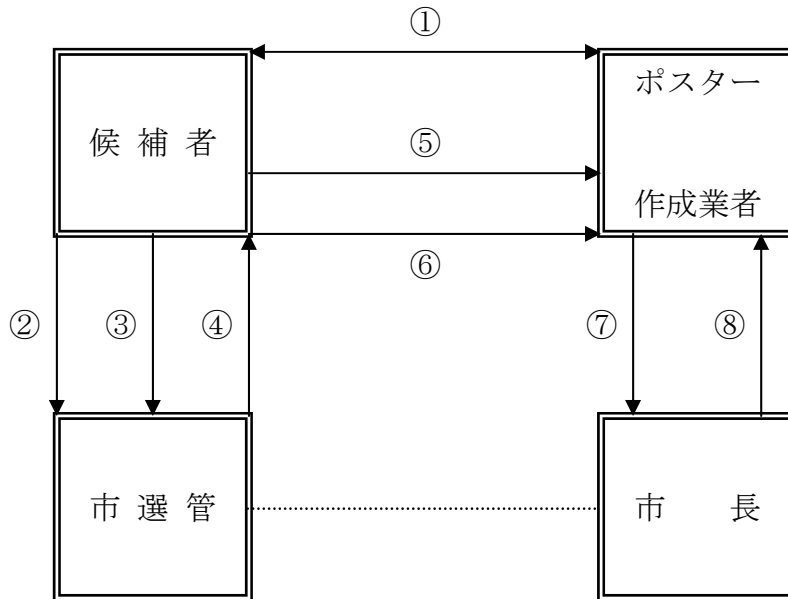
エ 候補者は、ポスターを作成したときは、**ポスター作成証明書(P32)**をポスター作成業者に提出しなければなりません。

オ ポスター作成業者は、選挙の期日後5日以内に市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、**ポスター作成請求書(P33)**に**ポスター作成請求内訳書(P34)**、**ポスター作成証明書**及び**ポスター作成枚数確認書**を添えなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次ページのようになります。

選挙運動用ポスターの公営の流れ



| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類 |
|----|--------------|-----------|---------------------------|
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から市選管へ | 契約届出書、契約書の写し、 債権者登録申請書 |
| ③ | 作成枚数の確認申請 | 候補者から市選管へ | 確認申請書 |
| ④ | 確認書の交付 | 市選管から候補者へ | |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | 確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の提出 | 候補者から業者へ | 作成証明書 |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から市長へ | 請求書、請求内訳書、作成証明 書、確認書 |
| ⑧ | 経費の支払い | 市長から業者へ | |

注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

4 選挙運動用ビラの作成の公営（市長選挙のみ）

(1) どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成について公費負担となります。

ただし、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公営となるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ビラ 1 枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）＝公費負担額

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

1 枚あたり 7 円 3 0 銭

イ 作成枚数の限度

市選管に届け出た 2 種類以内のビラ 合計 1 6, 0 0 0 枚まで

上記ア、イにより、公費負担の限度額は、7 円 3 0 銭×16, 000 枚＝116, 800 円となります。

(3) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後 3 日以内に）**ビラ作成契約届出書 (P36)** に **契約書の写し (P35)** と各契約相手方の **債権者登録申請書 (P42, 43)** を添えて市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに **ビラ作成枚数確認申請書 (P37)** を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの **ビラ作成枚数確認書 (P38)** を交付します。

ウ 候補者は、市選管から **ビラ作成枚数確認書** の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

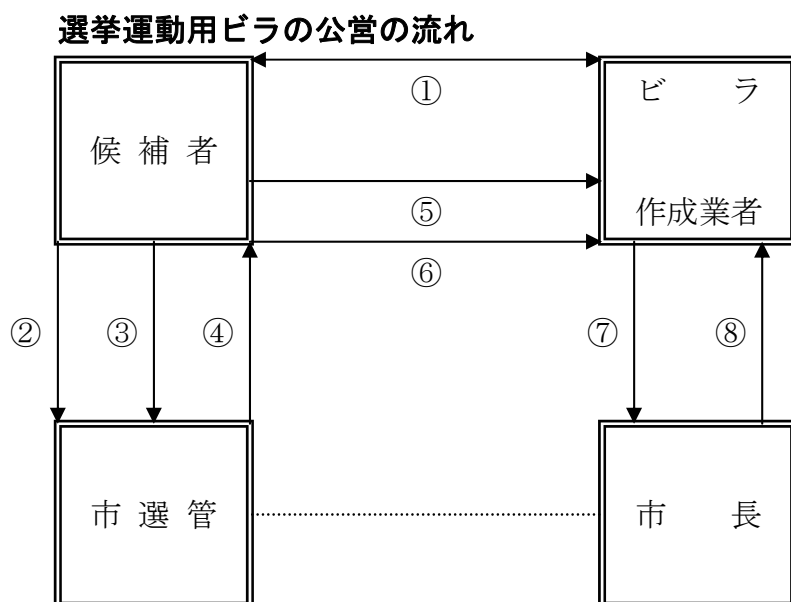
エ 候補者は、ビラを作成したときは、**ビラ作成証明書 (P39)** をビラ作成業者に提出し

なければなりません。

オ ビラ作成業者は、選挙の期日後5日以内に市長あてに所定の経費を請求してください。この場合、**ビラ作成請求書(P40)**に**ビラ作成請求内訳書(P41)**、**ビラ作成証明書**、**ビラ作成枚数確認書**及び作成した**ビラの見本1枚(2種類の場合は各1枚)**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市長に請求することができません。

カ 市長はビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のようになります。



| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類 |
|----|--------------|-----------|-----------------------|
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から市選管へ | 契約届出書、契約書の写し、債権者登録申請書 |
| ③ | 作成枚数の確認申請 | 候補者から市選管へ | 確認申請書 |
| ④ | 確認書の交付 | 市選管から候補者へ | |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | 確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の提出 | 候補者から業者へ | 作成証明書 |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から市長へ | 請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書 |
| ⑧ | 経費の支払い | 市長から業者へ | |

注1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 市長に対してする上記の請求については、市選管で受け付けます。

各種様式

1 選挙運動用自動車関係

| | |
|------------------------------|-----|
| (1) 自動車運行請負契約書 (ハイヤー方式) | 1 4 |
| (2) 自動車賃貸借契約書 (レンタル方式) | 1 5 |
| (3) 自動車燃料売買契約書 (レンタル方式) | 1 6 |
| (4) 自動車運転手雇用契約書 (レンタル方式) | 1 7 |
| (5) 自動車使用契約届出書 (ハイヤー・レンタル共通) | 1 8 |
| (6) 自動車燃料代確認申請書 (レンタル方式) | 1 9 |
| (7) 自動車燃料代確認書 (レンタル方式) | 2 0 |
| (8) 自動車使用証明書 (自動車・燃料・運転手) | 2 1 |
| (9) 自動車使用請求書 (自動車・燃料・運転手共通) | 2 4 |
| (10) 請求内訳書 (ハイヤー方式) | 2 5 |
| (11) 請求内訳書 (レンタル方式) | 2 6 |

2 選挙運動用ポスター関係

| | |
|-------------------|-----|
| (1) ポスター作成請負契約書 | 2 8 |
| (2) ポスター作成契約届出書 | 2 9 |
| (3) ポスター作成枚数確認申請書 | 3 0 |
| (4) ポスター作成枚数確認書 | 3 1 |
| (5) ポスター作成証明書 | 3 2 |
| (6) ポスター作成請求書 | 3 3 |
| (7) ポスター作成請求内訳書 | 3 4 |

3 選挙運動用ビラ関係

| | |
|-----------------|-----|
| (1) ビラ作成請負契約書 | 3 5 |
| (2) ビラ作成契約届出書 | 3 6 |
| (3) ビラ作成枚数確認申請書 | 3 7 |
| (4) ビラ作成枚数確認書 | 3 8 |
| (5) ビラ作成証明書 | 3 9 |
| (6) ビラ作成請求書 | 4 0 |
| (7) ビラ作成請求内訳書 | 4 1 |

4 債権者登録申請書

| | |
|--|-----|
| | 4 2 |
|--|-----|

【(写し)候補者→市選管】

(ハイヤー方式)



選挙運動用自動車運行請負契約書

発注者（候補者名） **戸籍名** を甲とし、請負者 **所在地** を乙として、
 甲乙両当事者間において、平成24年4月22日執行の **碧南市〇〇** 選挙に
 おける選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

1 乙は甲に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

(1) 車種 **車名など** 例：三河53 あ 12-34

(2) 登録番号 **車輛のナンバー** **選挙運動期間内 (4/15~4/21)**

(3) 運行期間 平成24年4月 **日** から平成24年4月 **日** まで

2 請負代金は、1日につき金 **円** (消費税及び地方消費税含む。) として、総額金 **検算** 円とする。 **64,500円(税込)が公営負担の限度額**

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年 **月** **日** (契約は告示日前でも可能)

発注者 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

請負者 住所 **所在地** **法人の名称** (個人の場合は) **個人名**
代表者氏名 (印)
 氏名 (名称及び代表者氏名)

備考

法人印 (個人の場合は除く。) 代表者印 (個人の場合は個人印)

- 1 自動車の運行請負期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

賃借人(候補者名) **戸籍名を記載** を甲とし、賃貸人 を乙として、
甲乙両当事者間において、平成24年4月22日執行の **碧南市〇〇** 選挙にお
ける選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

- (1) 車種 車名など **例：三河53 あ 12-34**
 (2) 登録番号 車輛のナンバー **選挙運動期間内 (4/15~4/21)**
 (3) 賃貸借期間 平成24年4月 日から平成24年4月 日まで

2 賃貸借料は、1日につき金 円(消費税及び地方消費税含む。)とし、総額金 **検算**円とする。 **15,300円(税込)が公営負担の限度額**

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年 月 日 (契約は告示日前でも可能)

賃借人 住所 **候補者届と一致**

氏名(候補者) **戸籍名を記載** (印)

賃貸人 住所 **所在地** **法人の名称** (個人の場合は)

法人印(個人の場合は除く。) **代表者印(個人の場合は個人印)** 氏名(名称及び代表者氏名) **代表者氏名** (個人各) (印)

1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 賃貸人が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主（候補者名） **戸籍名を記載** を甲とし、売主 **所在地** を乙として、
甲乙両当事者間において、平成24年4月22日執行の **碧南市〇〇** 選挙にお
ける選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うも
のとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市
に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき
金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 **レギュラーガソリン等**

(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

三河〇〇〇 〇 〇〇〇〇

選挙運動期間内 (4/15~4/21)

(3) 期 間 平成24年4月 **日** から平成24年4月 **日** まで

2 売買代金は、1リットルにつき 金 **円** (消費税及び地方消費税含む。)
とする。ただし、総契約量 **リットル**、総額 金 **円** の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年 **月** **日** (契約は告示日前でも可能) **51,450円が公営負担の限度額**

買主 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

売主 住所 **所在地** **法人の名称** (個人の場合は)

代表者氏名 (個人名) (印)
氏名 (名称及び代表者氏名)

備考

法人印 (個人の場合は除く。) 代表者印 (個人の場合は個人印)

1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給す
る期間とすること。

2 売主が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を
記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【(写し)候補者→市選管】

(レンタル方式)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人(候補者名) **戸籍名を記載** を甲とし、被雇用人 **運転手個人名** を乙として、甲乙両当事者間において、平成24年4月22日執行の **碧南市〇〇** 選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により碧南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を碧南市長に対して請求するものとする。

選挙運動期間内 (4/15~4/21)

2 運転手の雇用期間は、平成24年4月 日から平成24年4月 日までとする。

3 報酬の額は、1日につき 金 円とし、総額 金 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

12,500円が公営負担の限度額

平成24年 月 日 (契約は告示日前でも可能)

雇用人 住所 **候補者届と一致**

氏名(候補者) **戸籍名を記載** (印)

被雇用人 住所 **運転手の住所**

氏名(運転手) **個人名** (印)

備考

1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 運転手(被雇用人)が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

届出日（契約日ではない。）

告示日（4/15）以降の日付となる。

【候補者→市選管】

選挙運動用自動車使用契約届出書

平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

契約書に押印した印鑑を使用してください。

平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙

候補者 **候補者届と一致(戸籍名)** (印)

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合 **(ハイヤー方式)**

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | |
|-----------|-------------------------------------|----------------|--------|
| | | 運送契約期間 | 運送契約金額 |
| 平成24年 月 日 | (契約書と一致) | 月 日から 月 日まで | 円 |
| 平成24年 月 日 | 契約書の日付と同一日 | 月 日から 月 日まで | 円 |

2 1に掲げる場合以外の場合 **(レンタル方式)**

**契約書の期間と一致すること
(選挙運動期間内であること。)**

| 項目 区分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | |
|----------|-----------|-------------------------------------|-----------------|------|
| | | | 借入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入 | 平成24年 月 日 | (契約書と一致) | 月 日から 月 日まで | 円 |
| 運転手の雇用 | 平成24年 月 日 | | 月 日から 月 日まで | 円 |
| 燃料代 | 平成24年 月 日 | | ①三河〇〇〇 ②契約単価 | 円 |

各契約の総額（一日あたりの額ではない）

注1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては①燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入し、②単価契約をした場合は契約単価も記入すること。

【候補者→市選管】

※燃料供給業者ごとに作成すること（レンタル方式）

契約届出日（4月15日以降）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書
平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

契約書に押印した印鑑
平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙
候補者 候補者届と一致(戸籍名) (印)

下記の自動車燃料代につき、碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

契約書（届出書）と一致 記

| | | | |
|---------------------------------|-----------|-------------------|----------------------|
| 契約年月日 | 平成24年 月 日 | 契約の相手方 | 住所（所在地）、氏名（法人名、代表者名） |
| 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | | 三河〇〇〇 〇 〇〇〇〇 |
| 確認申請金額 | | 契約金額（51,450円以内） 円 | |
| 区分 | 購入金額 | 左のうち確認済又は確認申請金額 | |
| 前回までの累積金額(a) | 事前審査時は0円 | 0円 | |
| 今回の購入金額(b) | 円 | 円 | |
| 燃料代計(a)+(b) | 円 | 円 | |

- 注1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 契約の相手方には住所・氏名（法人の場合は所在地・名称・代表社名）を記載してください。
- 5 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記入してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

(市選管作成)

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成24年4月____日

碧南市選挙管理委員会

委員長 藤井博司 印

記

- 1 平成24年4月22日執行 碧南市〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 ○〇, 〇〇〇 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、碧南市に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→市選管】

契約書に押印した印鑑

| | | | |
|---|------------------------------------|------------------------|-----|
| 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。 平成24年4月 日（使用の最終日以後の日付） 平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙 | | | |
| 候補者 記 | | 戸籍名を記載 | (印) |
| 運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください） | 1 一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約による場合（ハイヤー方式） | 2 左に掲げる場合以外の場合（レンタル方式） | |
| 運送事業者等 | 契約書と一致 | | |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備考 |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| | 平成24年 月 日 | 円 | |
| 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づき運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送業者等に提出してください。 2 運送事業者等が碧南市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送業者等は、碧南市に支払を請求することはできません。 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1) 以外の場合 15,300円 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約（「運送等契約区分」の欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するひとつの契約に限られていますので、その指定をしたひとつの契約のみについて記載してください。 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、碧南市に支払を請求することはできません。 | | | |

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

契約書に押印した印鑑

平成24年4月 日 (供給の最終日以後の日付)

平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載



選挙期間中の日付 (4/16~4/21) を記入 記

| 燃料供給業者 | 契約書と一致 | | | |
|-----------|---------------------------------|-------|--------|----|
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |
| 平成24年 月 日 | | リットル | 円 | |

実際の使用料を記入すること (業者の請求と内容が一致すること)

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が碧南市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、碧南市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

契約書に押印した印鑑

平成24年4月 日 (使用の最終日以後の日付)

平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載



選挙期間中の日付 (4/16~4/21) を記入 記

| | | |
|------------|--------|----------|
| 運転手の氏名及び住所 | 契約書と一致 | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備考 |
| 平成24年 月 日 | 円 | } 契約書と一致 |
| 平成24年 月 日 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | |

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が碧南市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、碧南市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円です。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、碧南市に支払を請求することはできません。

※ この様式は、自動車使用（ハイヤー方式及びレンタル方式）、燃料代並びに運転手の請求に共通するものです。

【業者→市選管】

選挙運動用自動車使用請求書

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項の規定により、下記の金額の支払を請求します。

平成24年4月 日（選挙期日後の日付）

碧南市長 殿

住所

氏名

記

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

所在地

法人の名称（個人の場合は）印
代表者氏名（個人名）

※契約書の印と一致すること

| | | | |
|--------|----------------------|---------|---------------------------------------|
| 請求金額 | 訂正印による訂正不可 → 円 | | |
| 内 訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | |
| 選挙の種類 | 平成24年4月22日執行 碧南市〇〇選挙 | | |
| 候補者の氏名 | 戸籍名を記載 | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | 〇 〇 〇 〇 | 銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 △ △ 店 |
| | 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 〇〇〇〇〇〇 |
| | フリガナ | △△△△△△△ | |
| | 口座名義 | 〇 〇 〇 〇 | |

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、碧南市に請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、自動車使用、燃料代、運転手の各経費について共通の様式です。なお、振込先として、ゆうちょ銀行は指定できません。

【業者→市選管】

(ハイヤー方式)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約により自動車を使用した場合)

| 使用年月日 | 運送金額 (1) | 基準限度額 (2) | 請求金額 | 備考 |
|--------------|----------|-----------|--------------------------|----|
| 平成24年 月 日 | 契約書と一致 円 | 64,500 円 | (1), (2) いずれ か少ない金額 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 平成24年 月 日 | 円 | 64,500 円 | 円 | |
| 計 | | | 円 | |

請求書の請求金額と一致

備考 「請求金額」欄には、(1)又は(2)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

【業者→市選管】

(レンタル方式)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

| 使用年月日 | 借入金額 (1) | 基準限度額 (2) | 請求金額 | 備考 |
|-------------|-----------------|-----------|------|--------------------|
| 平成 24 年 月 日 | 契約書と一致 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | (1), (2) いずれか少ない金額 |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 15,300 円 | 円 | |
| 計 | | | 円 | |

備考 「請求金額」欄には、(1) 又は (2) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

請求書の請求金額と一致

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売単価(1) | 販売量(2) | 販売金額(1)×(2) | 備考 |
|--------------------------|---------------------------------|---------|--------|-------------|----|
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | | 円 | ℓ | 円 | |
| 計 | | | | (3) 円 | |
| 確認書に記載された額の合計 | | | | (4) 円 | |
| 請求金額((3), (4)のいずれか少ない金額) | | | | 円 | |

備考

請求書の請求金額と一致

- 「請求金額」欄には、(3) 又は (4) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価(1)」欄、「販売量(2)」欄及び「販売金額(1)×(2)」欄は燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

| 雇用年月日 | 報酬 (1) | 基準限度額 (2) | 請求金額 | 備考 |
|-------------|----------|-----------|--------------------------|----|
| 平成 24 年 月 日 | 契約書と一致 円 | 12,500 円 | (1), (2) いずれ か少ない金額 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 12,500 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 12,500 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 12,500 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 12,500 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | 円 | 12,500 円 | 円 | |
| 平成 24 年 月 日 | ▼ 円 | 12,500 円 | ▼ 円 | |
| 計 | | | 円 | |

備考 「請求金額」欄には、(1) 又は (2) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

ポスター（1通で4契約分記載可）

【候補者→市選管】

4月15日以降の日付

選挙運動用ポスター作成契約届出書


↓

平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

契約書に押印した印鑑

平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙

候補者 **戸籍名を記載** 

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約書と一致

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | |
|--------------|-------------------------------------|--------|--------|
| | | 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※ポスター作成業者ごとに作成してください

【候補者→市選管】

契約届出日（4月15日以降）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

平成24年4月22日執行碧南市〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載 印

契約書に押印した印鑑

下記のポスター作成枚数につき、碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書（届出書）と一致 記

| | | | |
|--------------|--|-----------------|------------------------------|
| 契約年月日 | 平成24年 月 日 | 契約の相手方 | 住所（所在地）、氏名（法人名、代表者氏名） |
| 確認申請枚数 | 133枚以内 枚 | | |
| 区分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 | |
| 前回までの累積枚数(a) | 事前審査時 0枚 | 0枚 | |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 | |
| 枚数計(a)+(b) | 枚 | 枚 | |

- 注1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「契約の相手方」には、法人の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記入してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成24年4月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 印

記

- 1 平成24年4月22日執行 碧南市〇〇選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、碧南市に支払を請求することはできません。

【業者→市選管】

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <p>選挙運動用ポスター作成請求書</p> <p>碧南市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定により、下記の金額の支払を請求します。</p> <p>平成24年4月 日 (選挙期日後の日付)</p> <p>碧南市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 所在地</p> <p style="text-align: right;">氏名 法人の名称 (個人の場合は) 代表者の氏名 (個人名) 印</p> <p style="text-align: right;">記 ※契約書で使用した印</p> | | | | |
| 請求金額 | 訂正印による訂正不可 → 円 | | | |
| 内 訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | | |
| 選挙の種類 | 平成24年4月22日執行 碧南市〇〇選挙 | | | |
| 候補者の氏名 | 戸籍名を記載 | | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">銀行</div> 信用金庫 信用組合 農業協同組合 | 店 |
| | 口座種別 | 普通 ・当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |
| 備考 | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後5日以内に提出してください。 2 候補者が供託物を没収された場合には、碧南市に請求することはできません。 3 振込先として、ゆうちょ銀行は指定できません。 | | | | |

【業者→市選管】

選挙運動用ポスター作成請求内訳書

ポスター作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致

| ポスター掲示場数 | | 133か所 | | |
|--|-----------------------|------------------------|-------|----|
| 区分 | 単価 | 枚数 | 金額 | 備考 |
| 印刷金額 | ① [] 円 | ③ [] 枚 | ①×③ 円 | |
| 基準限度額 | ② 2,781円 | 133枚以内 ④ [] 枚 | ②×④ 円 | |
| 請求金額 | ①、②のいずれか少ない額 [] 円 | ③、④のいずれか少ない枚数 [] 枚 | [] 円 | |
| <p>備考</p> <p>1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載された数を記入してください。</p> <p>2 基準限度額の「単価」の欄には、次により算出した額を記入してください。</p> $\frac{301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切上げ)}$ <p>3 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記入してください。</p> <p>4 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記入してください。</p> <p>5 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記入してください。</p> | | | | |

請求書の請求金額と一致（印刷金額の単価を端数処理している場合は、①×③の計算どおりとならないことがあります。請求書の請求金額をそのまま記入してください。）

【候補者→市選管】

契約届出日（4月15日以降）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

契約書に押印した印鑑

平成24年4月22日執行碧南市長選挙

候補者 **戸籍名を記載** (印)

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約書と一致

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | |
|--------------|-------------------------------------|--------|--------|
| | | 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |
| 平成24年 月 日 | | 枚 | 円 |

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

【候補者→市選管】

契約届出日（4月15日以降）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
平成24年 月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 殿

平成24年4月22日執行碧南市長選挙

候補者 **戸籍名を記載** (印)

碧南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書に押印した印鑑

記

契約書（届出書）と一致

| | | | |
|-------|-----------|--------|------------------------------|
| 契約年月日 | 平成24年 月 日 | 契約の相手方 | 住所（所在地）、氏名（法人名、代表者氏名） |
|-------|-----------|--------|------------------------------|

| | | |
|--------------|----------------------------|-----------------|
| 確認申請枚数 | 契約枚数かつ16,000枚以内 → 枚 | |
| 区分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 事前審査時 0枚 | 0枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚数計(a)+(b) | 枚 | 枚 |

16,000枚以内

- 注1 この申請書は、契約業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「契約の相手方」には、法人の場合にあっては名称、所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 「前回までの累積枚数」には、他の契約業者によって作成された枚数をも含めて記入してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

碧南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成24年4月 日

碧南市選挙管理委員会
委員長 藤井博司 印

記

1 平成24年4月22日執行 碧南市長選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から契約業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した契約業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 公費負担の対象となるビラは、選挙運動のために頒布するビラに限られます。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、碧南市に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→市選管】

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

平成24年4月 日 (契約履行後の日付)

契約書に押印した印鑑

平成24年4月22日執行碧南市長選挙

候補者

戸籍名を記載



記

| | | |
|---------------------------------|-----------------|---|
| 契約業者の住所・氏名 (法人の場合は名称・所在地・代表者氏名) | } 契約書と一致 | |
| 作成枚数 | | 枚 |
| 作成金額 | | 円 |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 2 契約業者が碧南市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、契約業者は、碧南市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

| | | |
|---------|------------|---------------------------------|
| (1) 枚数 | 16,000枚 | |
| (2) 限度額 | 7円30銭 (単価) | × 確認された作成枚数 = 限度額 (1円未満の端数は切上げ) |

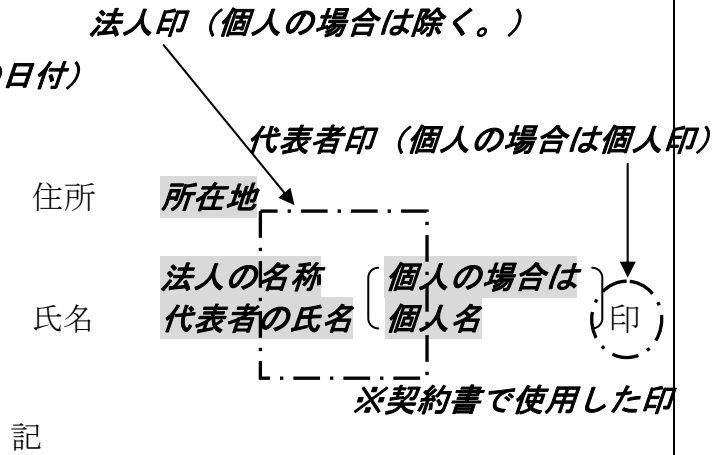
【業者→市選管】

選挙運動用ビラ作成請求書

碧南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

平成24年4月 日 (選挙期日後の日付)

碧南市長 殿



記

| | | | |
|--------|---------------------|---------|---------------------------------------|
| 請求金額 | 訂正印による訂正不可 → 円 | | |
| 内 訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | |
| 選挙の種類 | 平成24年4月22日執行 碧南市長選挙 | | |
| 候補者の氏名 | 戸籍名を記載 | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | 〇 〇 〇 〇 | 銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 △ △ 店 |
| | 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇 |
| | フリガナ | △△△△△△△ | |
| | 口座名義 | 〇 〇 〇 〇 | |

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後5日以内に提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に請求することはできません。
- 振込先として、ゆうちょ銀行は指定できません。

【業者→市選管】

選挙運動用ビラ作成請求内訳書

ビラ作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致

| 区 分 | 単 価 | 枚 数 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----------------------|------------------------|-------|-----|
| 印刷金額 | ① 〇. 〇〇円 | ③ [] 枚 | ①×③ 円 | |
| 基準限度額 | ② 7円30銭 | 16,000枚以内 ④ [] 枚 | ②×④ 円 | |
| 請求金額 | ①、②のいずれか少ない額 [] 円 | ③、④のいずれか少ない枚数 [] 枚 | [] 円 | |

備考

- 1 基準限度額の「枚数」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記入してください。
- 2 請求金額の「単価」の欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 3 請求金額の「枚数」の欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記入してください。

請求書の請求金額と一致（印刷金額の単価を端数処理している場合は、①×③の計算どおりとならないことがあります。請求書の請求金額をそのまま記入してください。）

債権者登録申請書様式 1

債権者登録申請書

碧南市長 様

| | |
|------|------|
| 申請区分 | 1:新規 |
| | 2:変更 |

私が碧南市から受け取る支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、この口座に振込してください。
本申請書の内容については、当方より変更の申し出がない限り継続使用して下さい。

登録内容を変更する場合は、変更箇所に

| | |
|------|-----------------|
| 郵便番号 | 4 4 7 - 0 0 0 1 |
| 住所 | 愛知県碧南市松本町1番地 |
| 方書 | 碧南ビル1階 |

| | | |
|----------|------------|-------------------|
| 個人 人名 | フリガナ | カブシキガイシャ ヘキナンショウジ |
| | 漢字 | 株式会社 碧南商事 |
| 法人支店名 | 碧南支店 | |
| 代表者職・氏名 | 代表取締役 碧南太郎 | |

電話番号 (0566) 41 - 1111

を記入してください。

| | | |
|------|----------------|---|
| 生年月日 | 1:大正 2:昭和 3:平成 | 〔生年月日は個人の方、もしくは法人格のない個人商店の方は必ずご記入ください。〕 |
| | 年 月 日 | |

| | | | |
|-------|---------------------|-----|------|
| 金融機関名 | 三菱東京UFJ銀行 | 支店名 | 碧南支店 |
| 預金種別 | 1:普通預金 2:当座預金 3:その他 | | |

| | | |
|------|---------------|--|
| 口座番号 | 0 1 2 3 4 5 6 | 振込先の名義については、カブシキガイシャ⇒カ) など、できるだけ略語を使用してください。 |
| 口座名義 | カ)ヘキナンショウジ | |
| | 株式会社 碧南商事 | |

| | |
|--------------|-----------|
| 会社印 | 代表者印又は個人印 |
| 株式会社 碧南商事 の印 | 代表取締役 の印 |

- 1 申請書は太線の中を記入し、押印のうえ提出してください。
- 2 誤って記入した場合は二重線を引き、訂正印を押印してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- 3 この口座振替による支払金の請求が3年間ない場合は、この登録を抹消することがあります。

(請求書に押印する印と同一のこと)

※担当部署: _____

債権者登録申請書様式 1

債権者登録申請書

碧南市長 様

| | |
|------|--------------|
| 申請区分 | 1:新規 2:変更 |
|------|--------------|

私が碧南市から受け取る支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、この口座に振込してください。
本申請書の内容については、当方より変更の申し出がない限り継続使用して下さい。

登録内容を変更する場合は、変更箇所に

| | |
|------|--------------------|
| 郵便番号 | 4 4 7 - 1 1 1 1 |
| 住所 | 愛知県碧南市松本町 1 1 1 番地 |
| 方書 | 碧南マンション 1 階 |

| | | |
|--------------------|------|----------|
| 個人 法人 名 名 | フリガナ | ヘキナン タロウ |
| | 漢字 | 碧南 太郎 |
| 法人支店名 | | |
| 代表者職・氏名 | | |

| | |
|------|---------------------------|
| 電話番号 | (0 5 6 6) 4 1 - 1 1 1 1 |
|------|---------------------------|

を記入してください。

| | | |
|------|-------------------|---|
| 生年月日 | 1:大正 2:昭和 3:平成 | (生年月日は個人の方、もしくは法人格のない 個人商店の方は必ずご記入ください。) |
| | 4 0 年 1 1 月 3 0 日 | |

※金融機関コード

| | | | |
|-------|---------------------|----------|------|
| 金融機関名 | 三菱東京UFJ銀行 | 支店名 | 碧南支店 |
| 預金種別 | 1:普通預金 2:当座預金 3:その他 | | |
| 口座番号 | 0 0 1 2 3 4 5 | | |
| 口座名義 | フリガナ | ヘキナン タロウ | |
| | 漢字 | 碧南 太郎 | |

| | |
|-----|-----------|
| 会社印 | 代表者印又は個人印 |
| | 印 |

- 1 申請書は太線の中を記入し、押印のうえ提出してください。
- 2 誤って記入した場合は二重線を引き、訂正印を押印してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- 3 この口座振替による支払金の請求が3年間ない場合は、この登録を抹消することがあります。

(請求書に押印する印と同一のこと)

※担当部署: _____